

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◆公安規則

鳥取県警察本部各課の所掌事務に関する規則
示威行進及び集団示威運動に関する条例施行
規則の経過措置に関する規則
幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名
称、位置、担任区域及び受持区域等に関する
規則

◆公安告示

警察において身体を拘束されている者の食糧
について
示威行進及び集団示威運動に関する条例施行
規則取扱手続の経過措置について

公安規則

鳥取県警察本部各課の所掌事務に関する規則をここに公
布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋久 勳

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県警察本部各課の所掌事務に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は鳥取県警察本部の内部組織に関する
条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第二十九号)第二
条第二項の規定に基づき、本部内各課並びに警察学校の
所掌事務を定めることを目的とする。

(秘書課)

第二条 秘書課においては左の事務をつかさどる。

- 一 警察本部長秘書に関すること
- 二 警察本部長印及び本部印の管守に関すること
- 三 本部文書の往復に関すること
- 四 本部諸規程の審査制定に関すること
- 五 警察会議に関すること
- 六 警察一般統計並びに調査に関すること
- 七 本部の宿(日)直に関すること

- 八 公安委員会の庶務に関すること
- 九 警察広報に関すること

(会計課)

第三条 会計課においては左の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関すること
- 二 会計経理に関すること
- 三 国有財産及び県有財産並びに物品に関すること
- 四 金銭、物品の出納検査に関すること
- 五 庁舎及び宿舍の管理に関すること
- 六 遺失物に関すること

(警務課)

第四条 警務課においては左の事務をつかさどる。

- 一 警察区画に関すること
- 二 本部内の総合企画に関すること
- 三 職員の人事に関すること
- 四 職員の募集に関すること
- 五 職員の考査並びに試験に関すること
- 六 職員の勤務及び服務規律に関すること

- 七 職員の監察に関すること
- 八 職員の給与に関すること
- 九 恩給、退職金及び公務災害補償に関すること
- 十 給貸与品に関すること
- 十一 被服、自動車、けん銃、その他装備資材に関すること
- 十二 職員の福利及び厚生に関すること
- 十三 警察共済組合及び警察協会に関すること
- 十四 家族健康保険に関すること
- 十五 警察通信の使用管理に関すること
- 十六 前各号に掲げるものの外本部内他課の所掌に属しないこと

(教養課)

第五条 教養課においては左の事務をつかさどる。

- 一 警察一般教養に関すること
- 二 警察職員の教養訓練に関すること
- 三 教養資料のしゅう集、調査に関すること

(捜査課)

第六条 捜査課においては左の事務をつかさどる。

- 一 刑事警察の制度、組織及び運営に関すること
- 二 捜査技術の指導及び教養に関すること
- 三 留置場の管理及び留置人の処遇に関すること
- 四 押送及び護送に関すること
- 五 移動警察に関すること
- 六 強行犯罪の捜査及び検挙に関すること
- 七 涉外犯罪に関すること
- 八 一般智能犯罪の捜査及び検挙に関すること
- 九 瀆職犯罪の捜査及び検挙に関すること
- 十 選挙犯罪の捜査及び検挙に関すること
- 十一 会社犯罪の捜査及び検挙に関すること
- 十二 破壊犯罪の捜査及び検挙に関すること
- 十三 他課の主管に属しない特別法犯の捜査及び検挙に関すること

(防犯統計課)

第七条 防犯統計課においては左の事務をつかさどる。

- 一 犯罪の予防一般に関すること

- 二 武器、銃砲及び火薬類の取締に関すること
- 三 風俗営業の取締に関すること
- 四 古物商及び質屋の取締に関すること
- 五 密貿易事犯の取締に関すること
- 六 電気、瓦斯等の災害予防取締に関すること
- 七 問題少年の補導取締に関すること
- 八 要保護者の保護に関すること
- 九 犯罪統計に関すること
- 十 金融及び経済犯罪に関すること

(鑑識課)

第八条 鑑識課においては左の事務をつかさどる。

- 一 犯罪手口に関すること
- 二 指紋に関すること
- 三 犯罪写真に関すること
- 四 変死、変傷検視、検証に関すること
- 五 贓品及び遺留品に関すること
- 六 法医に関すること
- 七 その他鑑識に関すること

(警備課)

第九条 警備課においては左の事務をつかさどる。

- 一 警備情報に関すること
- 二 外国人登録法及び出入国関係法令に関する犯罪並びに密貿易関係法令違反の中社会運動を背景とするものに関すること
- 三 警備犯罪に関すること

(警ら交通課)

第十条 警ら交通課においては左の事務をつかさどる。

- 一 警察法第七十一条の緊急事態警備に関すること
- 二 警戒及び警備実施に関すること
- 三 非常召集に関すること
- 四 警ら、その他通常の外勤業務に関すること
- 五 派出所(警部派出所を除く。)駐在所等の設置に関すること
- 六 警衛に関すること
- 七 列車の警乗に関すること
- 八 道路の交通取締に関すること
- 九 交通の事故防止の宣傳に関すること

- 十 自動車の運転免許に関すること
 - 十一 緊急事態における消防の応援に関すること
 - 十二 機動通信の運用に関すること
- (警察学校)
- 第十一条 警察学校においては左の事務をつかさどる。
- 一 初任巡査の教養訓練に関すること
 - 二 現任巡査の学校教養に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第六号

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則

第一条 昭和二十四年十二月二十七日鳥取市公安委員会

の定めた示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則は、別に定をするまでの間鳥取県公安委員会の定めた規則として、当分の間なお引き続き効力を有するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則中「鳥取市公安委員会」とあるのは「鳥取県公安委員会」と、「公安委員会」とあるのは「公安委員長」と、「鳥公委第 号」とあるのは「指令鳥公委第 号」と読み替えるものとする。

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第七号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例第三条の規定に基づき、幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域について定めることを目的とする。

(幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域)

第二条 幹部派出所の名称、位置及び担任区域は別表一のとおりとする。

2 巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置並びに受持区域は、別表二のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表一		幹部派出所の名称、位置及び担任区域	
所轄警察署名	名称	位置	担任区域
鳥取県那家警察署	若桜警部派出所	八頭郡若桜町大字若桜	第十号から第十八号までの各巡査駐在所受持区域一円
	河原巡査部長派出所	八頭郡河原町大字河原	第十九号から第二十二号までの各巡査駐在所受持区域一円
鳥取県米子警察署	淀江巡査部長派出所	西伯郡淀江町大字淀江	第五十三号から第六十二号までの各巡査駐在所受持区域一円
鳥取県境警察署	中浜巡査部長派出所	西伯郡中浜村大字小篠津	第九号巡査駐在所受持区域一円

別表二		巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域	
名署	数号	駐在所及び派出所名	駐在所及び派出所の位置
鳥取	一	岩美町蒲生巡査駐在所	岩美町のうち 大字相山、蒲生、馬場、銀山、洗井、鳥越
鳥取	二	岩美町新井巡査駐在所	大字岩井、宇治、長谷、眞名、白地
鳥取	三	岩美町新井巡査駐在所	大字太田、本庄、新井、河崎、恩志、高山
鳥取	四	小羽尾	大字大羽尾、小羽尾、陸上、田河内

鳥										署 察 警 井 岩				
九	八	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五
江崎	"	"	"	立川巡査派出所	"	"	"	署	福部駅前	福部村海士	池谷	岩本	岩美駅前	浦富
"	"	"	"	立川町二丁目	"	"	"	鳥取市吉方	細川	福部村大字海士	池谷	岩本	"	浦富
江崎町	"	"	"	立川町五丁目(通称旭町、緑町を除く)	寺町	"	"	鳥取市のうち 吉方(通称一区)	吉方(通称二区)	福部村のうち 大字湯山、海士、岩戸、細川の一部(細川地内のうち福部駅前一円を除く)	大字岩常、高住、長郷、院内、荒金、黒谷、池谷、延興寺、外邑、小田、大阪、唐川	大字大谷、岩本、網代	大字牧谷、相谷、浦富の一部(浦富六五四番地町立浦富病院起点東南方岩美駅前)	大字田後、浦富の一部(浦富六五四番地町立浦富病院起点東南方岩美駅前を除く)
東町	"	"	"	立川町一、二、三丁目	"	"	"	吉方(通称三区、四区)	"	大字栗谷、左近、久志羅、中、藏見、南田、八重原、箭溪、高江、細川の一部(細川地内のうち福部駅前)	"	"	"	"

取		鳥	
三九	賀露町一区	賀露町二区	瓦町
三八	丸山	丸山町	瓦町
三七	富安	富安	湯所町
三六	鳥取市瀧山巡査駐在所	瀧山	湯所町
三五	湯所	湯所町	湯所町
三四	湯所	湯所町	湯所町
三三	湯所	湯所町	湯所町
三二	湯所	湯所町	湯所町
三一	湯所	湯所町	湯所町
三〇	湯所	湯所町	湯所町
二九	茶町	茶町	茶町
二八	茶町	茶町	茶町
二七	茶町	茶町	茶町
二六	茶町	茶町	茶町
二五	瓦町	瓦町	瓦町

鳥		取	
二四	駅前	片原	上町
二三	駅前	片原二丁目	栗谷町、江崎町、庵丁人町
二二	駅前	片原	掛出町、馬場町、中町
二一	駅前	片原	片原一、二、三丁目、上魚町
二〇	駅前	片原	西町
一九	駅前	片原	本町一、二、三、四丁目
一八	駅前	片原	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一七	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一六	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一五	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一四	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一三	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一二	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一一	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町
一〇	若桜橋	若桜橋	若桜町、銀治町、豆腐町、元大工町

鳥取県宝木警察署					智頭警察署								
九	八	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六
青谷町青谷	浜村町	瑞穂村	逢坂村	小鷲河村	勝谷村	鹿野町	宝木村巡査駐在所	署	佐治村	社村	中原	芦津	郷原
青谷町大字青谷	浜村町大字浜村	瑞穂村大字下坂本	逢坂村大字山宮	小鷲河村大字鷲峯	勝谷村大字官万	鹿野町大字鹿野	宝木村大字下光元	宝木村大字宝木	佐治村大字加瀬木	社村大字官原	大字中原	大字芦津	大字郷原
青谷町のうち 大字青谷、井手、長和瀬	浜村町	瑞穂村	逢坂村	小鷲河村	勝谷村	鹿野町	宝木村のうち 大字上光、下光元、常松、富吉	宝木村のうち 酒津村 大字宝木、奥沢見	佐治村	社村	大字中原、福原、駒埴宿、尾見 西谷	大字西野 大呂、芦津、八河谷	大字南方、篠坂、毛谷、大内、郷原

鳥取県					警察署					家					
五	四	三	二	一	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二
埴師	野原	智頭町新見巡査駐在所	智頭町	署	西郷村	散岐村、八上村	国英村	河原 巡査部長派出所詰	岩屋堂	赤松	浅井	西町巡査駐在所	若桜 警部派出所詰	富枝	丹比村徳丸
大字埴師	大字野原	大字新見	智頭町大字智頭	智頭町大字智頭	西郷村大字中井	散岐村大字佐貫	国英村大字山手	河原町大字河原	大字岩屋堂	大字赤松	大字浅井	西町	若桜町大字若桜上町	大字富枝	丹比村大字徳丸
大字山根、三田、穂見、木原、埴師、横田、三吉慶所	大字早瀬、大屋、野原、眞鹿野、奥本、西字塚、東字塚、大脊	大字岩神、坂原、中田、惣地、新見、口波多、口字波、波多、字波	智頭町のうち 大字本折	智頭町のうち 大字市瀬	智頭町大字智頭のうち 河原町一、二、三、四丁目	散岐村、八上村	国英村	河原町	大字尾堂羅、来見野、諸鹿、赤松	大字須澄、岩屋堂、吉川、中原、大野、小舟、落折	大字三倉、高野	若桜町大字若桜のうち 山田町、新町、上町、中町、下町	若桜町大字若桜のうち 農人町、西町	大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗谷、横地	丹比村のうち 大字重枝、徳丸、南、島

鳥取県八橋警署

一五	〃 鈿	〃 大字鈿	〃 大字鈿、三保、美好、下大江、杉下、森藤、光好
一四	東伯町別宮	東伯町大字別宮	東伯町のうち 大字別宮、古長、杉地、法方、八反田、宮場、矢下、三本杉、中津原、野井倉
一三	栄村	栄村大字龜谷	栄村
一二	大誠村	大誠村大字瀬戸	大誠村
一一	由良町	由良町大字由良宿	由良町
一〇	〃 逢東	〃 大字逢東	〃 大字逢東、徳方、丸尾、保、槻下のうち二軒屋
九	東伯町浦安	東伯町大字浦安	東伯町のうち 大字槻下(二軒屋を除く) 大字浦安、下伊勢、上伊勢、金屋、中尾
八	下中山村	下中山村大字赤坂	下中山村
七	上中山村	上中山村大字石井垣	上中山村
六	〃 笹津	〃 大字笹津	大字笹津、梅田、湯坂、八幡、光、尾張
五	〃 出上	〃 大字出上	〃 大字西宮、勝田、出上、太一垣、中村、佐崎
四	〃 宮木	〃 大字宮木	赤碕町のうち 大字竹内、宮木、高岡、山川、大父
三	〃 赤碕西	〃	赤碕町のうち 大字別所、松谷の一部(町道松谷西線以西を除く) 大字赤碕の一部(国道九号線以北にあつては海蔵川以東、同以南にあつては町道松谷西線以東を除く)
二	赤碕町赤碕巡査駐在所	赤碕町大字赤碕	赤碕町のうち 大字別所、松谷の一部(町道松谷西線以西を除く) 大字赤碕の一部(国道九号線以北にあつては海蔵川以東、同以南にあつては町道松谷西線以東を除く)

鳥取県八橋警署

一	署	東伯町大字八橋	東伯町のうち 大字八橋、笠見、田越
四一	泊村	泊村大字泊	泊村
四〇	〃 方地	〃 大字方地	〃 大字方地、藤津、漆原、野方、白石、宮内、北福
三九	〃 松崎	〃 大字松崎	〃 大字松崎、中興寺、久見、田畑、引地、別所、小鹿谷、方面、高辻、国信、川上
三八	東郷町長和田	東郷町大字長和田	東郷町のうち 大字長和田、羽衣石、埴見、佐美、門田、野花、長江
三七	〃 下浅津	〃 大字下浅津	〃 大字下浅津、南谷、上浅津、光吉
三六	〃 橋津	〃 大字橋津	〃 大字橋津、上橋津、赤池、宇野
三五	羽合町長瀬	羽合町大字長瀬	羽合町のうち 大字長瀬、田後、水下、久留
三四	〃 弓原	〃 大字弓原	〃 大字弓原、下神、松神、曲、土下、米里、島、北尾、田井
三三	北条町江北	北条町大字江北	北条町のうち 大字江北、国坂
三二	〃 井手畑	〃 井手畑	〃 穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川、沢、小田
三一	〃 上井二区	〃	海田、福庭、清谷
三〇	〃 上井一区	〃 上井	〃 上井
二九	倉吉市八屋	倉吉市八屋	倉吉市のうち 伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、大原、栗尾
二八	〃 三朝	〃 大字三朝	〃 大字三朝、山田、砂原、横手、大瀬

鳥		取	
一六	公文	一六	大字公文
一	駅前巡查派出所	一	米子市彌生町米子駅構内
二	"	二	米子市のうち 明治町、万能町
三	"	三	彌生町、末広町、塩町、大工町、 目久美町の一部(新加茂川以東)
四	"	四	茶町、日野町
五	"	五	道笑町三、四丁目、長砂町
六	加茂町	六	道笑町一、二丁目
七	"	七	法勝寺町、紺屋町
八	"	八	四日市町、中町
九	"	九	東町
一〇	"	一〇	加茂町一、二丁目
一一	尾高町	一一	西町、久米町
一二	"	一二	東倉吉町、西倉吉町
一三	"	一三	尾高町
一四	"	一四	岩倉町、天神町二丁目
一五	水上	一五	立町一、二丁目
			灘町一、三丁目

米		県	
一六	"	一六	灘町二丁目
一七	"	一七	花園町、旗ヶ崎
一八	"	一八	内町、天神町二丁目
一九	後藤	一九	寺町、立町三丁目
二〇	"	二〇	上後藤、両三柳の一部(通称三本松)
二一	"	二一	立町四丁目
二二	"	二二	角盤町四丁目、錦町三丁目
二三	角盤町	二三	米原の一部(米川以南)
二四	"	二四	角盤町三丁目
二五	"	二五	錦町二丁目、日ノ出町
二六	"	二六	錦町一丁目、富士見町二丁目
二七	"	二七	朝日町、角盤町二丁目
二八	博労町	二八	角盤町一丁目
二九	"	二九	柁町二丁目、富士見町一丁目
三〇	"	三〇	富士見町、博労町三丁目
三一	"	三一	博労町一、二丁目
			勝田町、博労町四丁目

警		子	
三三	米子市祇園町巡査駐在所	祇園町二丁目	東山町、昭和町、陽田町、糺町一丁目、車尾の一部(通称住之江町の一部米川以西)
三四	浜橋	両三柳(浜橋)	愛宕町、祇園町一、二丁目、陰田町、大谷町
三五	両福原	両福原	河崎、安倍、両三柳(通称三本松を除く)
三六	皆生	皆生	東福原、西福原、米原の一部(米川以北)
三七	車尾	車尾	皆生、上福原
三八	榎原	榎原	車尾の一部(通称住之江町の一部米川以西を除く) 観音寺、中島
三九	八幡	八幡	上安曇、下安曇、大袋、別所、榎原、兼久、青木
四〇	石井	石井	福市、八幡、諏訪
四一	天津村	天津村大字福成	奥谷、奈喜良、日原、橋本、古市、美吉、新山、宗像、吉谷、石井
四二	大園村	大園村大字原	天津村
四三	法勝寺村	法勝寺村大字法勝寺	大園村
四四	上長田村	上長田村大字能竹	法勝寺村
四五	賀野村	賀野村大字市山	上長田村
四六	手間村	手間村大字天万	東長田村
四七	栗村	栗村大字河岡	賀野村

署		察	
四八	春日村	春日村大字下新印	春日村
四九	大高村	大高村大字尾高	大高村
五〇	米子市蚊屋	米子市蚊屋	米子市のうち 二本木、蚊屋、今在家、浦津、吉岡、能党
五一	日吉津村	日吉津村大字日吉津	日吉津村
五二	大和村	大和村大字佐陀	大和村
五三	淀江巡査部長派出所詰	淀江町大字淀江	淀江町(大字西原を除く)
五四	宇田川村巡査駐在所	宇田川村大字中西尾	宇田川村 淀江町のうち西原
五五	高麗村	高麗村大字妻木	高麗村
五六	所子村	所子村大字所子	所子村
五七	大山村	大山村大字坊領	大山村
五八	名和町富長	名和町大字富長	名和町のうち 大字富長、大塚、押平、茶畑、高田、古御堂
五九	加茂	大字加茂	大字名和、加茂、門前
六〇	御来屋	大字御来屋	大字御来屋
六一	豊成	大字豊成	大字豊成、倉谷、小竹、東坪、西坪
六二	逢坂村	逢坂村大字下市	逢坂村
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち 彦名町

鳥取県					鳥取県溝口警察署															
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	
署	根雨町本郷巡査駐在所	上町	中町	石見村	溝口町大字溝口	大字武庫	江府町大字江尾	江府町大字江尾	大字武庫	大字武庫	洲河崎、下安井、俵野	大字下蚊屋、宮市、御机、美用、杉谷、助次、貝田	江府町のうち	大字久連、佐川、柿原、小江尾、江尾	大字武庫、洲河崎、下安井、俵野	江府町のうち	大字下蚊屋、宮市、御机、美用、杉谷、助次、貝田	江府町のうち	大字久連、佐川、柿原、小江尾、江尾	大字武庫、洲河崎、下安井、俵野
詰	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	黒坂町	
黒坂町	根雨町大字本郷	上町	下町	石見村大字上石見	溝口町大字溝口	大字武庫	江府町大字江尾	江府町大字江尾	大字武庫	大字武庫	洲河崎、下安井、俵野	大字下蚊屋、宮市、御机、美用、杉谷、助次、貝田	江府町のうち	大字久連、佐川、柿原、小江尾、江尾	大字武庫、洲河崎、下安井、俵野	江府町のうち	大字下蚊屋、宮市、御机、美用、杉谷、助次、貝田	江府町のうち	大字久連、佐川、柿原、小江尾、江尾	大字武庫、洲河崎、下安井、俵野
黒坂町	根雨町のうち	大字三土、根雨	大字板井原、金持、濁谷、門谷、貝原、三谷、舟場、秋繩	石見村	溝口町のうち	大字金屋谷、岩立、大江、上野、長山溝口	大字屋代、中祖、古市、莊、根雨原、白水、父原	宮原、谷川、大倉	大字二部、三部、福吉、福島、舟越、福居、焼杉畑池、福岡	大字二部	大字二部、三部、福吉、福島、舟越、福居、焼杉畑池、福岡									

鳥取県境警察署																		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一	二	三	四				
署	境町中町	大篠津町	和田町	富益町	大崎	夜見町	大崎	夜見町	渡村大字渡	中浜村大字小篠津	余子村大字竹内	中町	大正町	大正町				
境町中町	境町のうち	大篠津町	和田町	富益町	大崎	夜見町	大崎	夜見町	渡村	中浜村	余子村	上道村	連池町、浜の町、彌生町、米川町、大正町、馬場崎町	日ノ出町、明治町、京町	本町、茶町、松ヶ枝町	中町、相生町、末広町	東雲町、東本町、朝日町	花町、岬町、入船町
境町中町	境町のうち	大篠津町	和田町	富益町	大崎	夜見町	大崎	夜見町	渡村	中浜村	余子村	上道村	連池町、浜の町、彌生町、米川町、大正町、馬場崎町	日ノ出町、明治町、京町	本町、茶町、松ヶ枝町	中町、相生町、末広町	東雲町、東本町、朝日町	花町、岬町、入船町
境町中町	境町のうち	大篠津町	和田町	富益町	大崎	夜見町	大崎	夜見町	渡村	中浜村	余子村	上道村	連池町、浜の町、彌生町、米川町、大正町、馬場崎町	日ノ出町、明治町、京町	本町、茶町、松ヶ枝町	中町、相生町、末広町	東雲町、東本町、朝日町	花町、岬町、入船町

署 察 警 坂

六	福栄村	福栄村大字福塚	福栄村
七	日野上村生山	日野上村大字生山	日野上村のうち 大字生山・丸山、霞
八	矢戸	大字矢戸	大字宮内、矢戸、三栄、河上
九	多里村	多里村大字多里	多里村
一〇	山上村	山上村大字茶屋	山上村
一一	大宮村	大宮村大字印賀	大宮村
一二	阿毘縁村	阿毘縁村大字阿毘縁	阿毘縁村

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

警察において身体を拘束されている者の食糧に關し、次のように告示する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

警察において身体を拘束されている者の食糧に關する告示

警察において身体を拘束されている者の食糧は、一食二十五円とする。但し、疾病その他特別の事由のあるときは、鳥取県警察本部長は、一食三十五円までこれを増額することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

鳥取県公安委員会告示第二号

示威行進及び集団示威運動に關する条例施行規則取扱手

続の経過措置に關する規程を次のとおり定める。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

示威行進及び集団示威運動に關する条例施行規則取扱手続の経過措置に關する規程

第一条 昭和二十四年十月二十七日鳥取市公安委員会の定めた示威行進及び集団示威運動に關する条例施行規則取扱手続は、別に定をするまでの間鳥取県公安委員会の定めた手続として当分の間なお引き続き効力を有するものとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 示威行進及び集団示威運動に關する条例施行規則取扱手続中「公安委員会」とあるのは「公安委員長」と、「鳥取市公安委員会」とあるのは「鳥取県公安委員長」と、「鳥取市警察署長」とあるのは「鳥取警察署長」と、「鳥取市警第 号」とあるのは「鳥警第 号」と読み替えるものとする。

